

白浜町農業委員会議事録

1. 招集日時 令和3年6月11日（金）午後1時30分

2. 開 会 令和3年6月11日（金）午後1時30分

3. 開 議 令和3年6月11日（金）午後1時30分

4. 閉 会 令和3年6月11日（金）午後2時28分

5. 委員定数 14名

6. 会議に出席した委員は次のとおりである。

1 番 尾崎 義治	2 番 柏木 彰文	3 番 鈴木 隆文	4 番 田中 英二
5 番 山本 孝一	6 番 市川 博	8 番 高垣 啓	9 番 藤原 久恵
10 番 杉谷 孫司	11 番 寒川 敏行	14 番 楠本 徹男	

7. 会議に欠席した委員は次のとおりである。

7 番 後呂 豊	12 番 小野 真一	13 番 小阪 孝太郎
----------	------------	-------------

8. 職務で会議に出席したものの職氏名は次のとおりである。

局 長 古守 繁行	係 長 榎本 隆司	主 事 大平 真也	主 事 宮山 蓮
-----------	-----------	-----------	----------

9. 議事日程

議題

報告第 9号	農地使用貸借の合意解約通知について	1件
報告第10号	認定電気通信事業の空中線系の設置について	1件
議案第19号	非農地証明について	1件
議案第20号	農地法第3条の規定による許可について	2件
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	1件

10. 会議に付した事件 議事日程のとおり

11. 会議の経過 会長が議長席に着き、開会を告げ、議事日程を報告した。

事務局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から6月の農業委員会を開催させていただきたいと思えます。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきます。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、7番の後呂 豊委員、12番の小野 真一委員、13番の小阪 孝太郎委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の山本 孝一委員と8番の高垣 啓委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしくお願い致します。

5 番委員

8 番委員

はい。

議長

それでは、早速でございますが、議題に入らせていただきます。

議長

報告第 9 号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

事務局

はい、報告第 9 号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告いたします。1 番につきましてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。対象地は〇〇字〇〇番、〇〇番、〇〇番で、地目はいずれも、台帳、現況ともに田、面積はそれぞれ、671 m²、945 m²、482 m²の、合計 2,098 m²です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん 56 歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。和歌山県農業公社が貸し付けている〇〇さんが体調不良で耕作できなくなったため、解約となったとのことです。以上、ご報告いたします。

議長

事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員

意見なし。

議長

ご意見ご質問がないようですので、報告第 9 号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第 10 号 認定電気通信事業の空中線系の設置につきまして、事務局より報告願います。

事務局

はい、報告第 10 号 認定電気通信事業の空中線系の設置についてご報告いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。対象地は〇〇番〇〇で、地目は、台帳、現況ともに田、面積は 357 m²の内 20 m²です。賃借人は、〇〇の〇〇で、賃貸人は、〇〇の〇〇さん 77 歳です。理由は、携帯電話サービスエリア拡大をする

ため、アンテナを設置しますとのこと。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第10号につきましては、専決事項の報告とさせていただきます。続きまして、議案第19号 非農地証明についてを上程致します。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第19号 非農地証明についてをご説明いたします。1番につきまして、ご説明いたします。議案書の4ページをお願いいたします。申請地は、〇〇番〇〇で、地目は、台帳は田、現況は雑種地、面積は297㎡です。申請人は、〇〇の〇〇さん42歳です。平成4年ごろから雑種地とのこと。申請理由は、申請地は平成4年3月25日に父が購入し、当時から資材置場として利用し、現在に至っておりますとのこと。なお、1番につきましては、5月27日に〇〇番の〇〇委員、〇〇番の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員、〇〇地区の〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員のご意見をお伺いします。

委員 異議なし。

議長 他の委員さん方がいかがですか。

全員 異議なし。

委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第20号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局から説明願います。

事務局 はい。議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の10ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は1件、1筆で、102㎡となっております。使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。申請地は、〇〇字〇〇番で、現況地目は田、面積は102㎡です。借人は、〇〇番地〇〇の〇〇さん34歳で、貸人は〇〇番地〇〇の〇〇さん53歳です。令和3年7月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇番の〇〇委員が欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

事務局 〇〇委員から異議なしとのご連絡をいただいております。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

- 全員 異議なし。
- 議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第21号につきまして、計画の決定を承認致します。
- 議長 以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。
- 事務局 ～令和2年度農業委員会活動の点検・評価」及び「令和3年度農業委員会活動計画」について
～行政主体の農業法人設立に向けた検討について（農林水産課）
（説明）事務局からは以上です。
- 議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。
- 〇〇委員 農地を転用してソーラーパネルを設置するという申請が減ってきたような気がします。採算ベースや、今まで許可したケースで計画が頓挫したようなことがわかれば教えてほしいです。
- 局長 最近では売電価格が落ちているため、少なくなっている傾向である。市鹿野のケース等許可は出したものの、地域住民の反対があり、計画がなくなったこともありました。遊休農地が増えてきて苦し紛れに太陽光を設置しようかと考える人もいてるのが現状です。太陽光自体世間的に定着していることが原因かと思われそうですが、これからは減っていくことが見込まれます。
- 〇〇委員 壱田地区では白浜駅から申請がたくさんあがっていますが、私のみる限りほとんど実施されていません。さらに持ち主の人は県外の人が多く、そのまま放置されている状態が続いています。そのあたりどう捉えていますか。

局長　　今までどのような格好でというおさえをしていないのが現状です。そういった土地の数を今即答はできないので、来月の委員会までにまとめて実際に許可を与えているところがどのようなつもりでやっているのかを確認したいと思います。

〇〇委員　　どのくらい許可を出したか、面積がどれだけあるかは農地を離れてもう農業委員会としては関係ないという話にするのではないです。転用許可が出されていますが、現状は農地そのままであることです。放置されている土地の行政として管理は農林水産課になりますか？生活環境課ですか？

局長　　実際に許可を出してから太陽光を設置するまで時間がかかっていることもあるかと思います。その点については、前所有者に聞き取りをする等して確認し、来月会議の際に報告したいと思います。

〇〇委員　　もう一つ聞きたいことがあります。許可要件を満たして許可したが、申請要件がアウトになった場合でも有効かどうか聞きたいです。

局長　　虚偽の申請であった場合は別として、有効になります。例を挙げれば、富田事務所前のラーメン屋の駐車場です。10年以上前に農地転用の許可をしたようですが、今の宅地状態となったのはつい最近のことです。申請をした方の事情もありますから、許可さえとり、虚偽でなければ有効となるのが今の制度となります。

〇〇委員　　元の所有者から大阪や県外の人の手に移り、地域の人との関わりが一切ないという状態が起こりつつあります。

局長　　先ほどの質問に関しては、また来月の委員会で報告いたします。

議長　　そのほかに何かございませんか

〇〇委員 以前に J A 指導課より、梅の作付けをする打診のようなものの話がなかったですか

局長 以前、梅を植えたいと J A から申し出がありました。白浜町では、庄川、久木、玉伝の 3 か所です。該当する農業委員さんに J A からこういった話があると説明がありました。実際に J A が話したのは、久木と玉伝の 2 か所。庄川については、土地が沼地ということもあり、梅には適さないと判断されました。結論から申し上げますと、久木のほうについては、いったん梅を植えてしまうと、水田には戻らない状態になり、生産者目線からすると反対であるという明確な話がありました。玉伝については、現在は全く何も作っていないので、そういった意向を示されたわけではないが、区が関わることではないという話で J A から各生産者あてにあたってみますという話で終わっているのが現状です。

〇〇委員 またこのような話があれば委員全体へおろして貰えたらと思います。

議長 そのほかに何かございませんか

〇〇委員 今の時期だと米の苗を植えたところと植えていないところがはっきりしているが、車で見回りをしていたところ、東富田でかなりの面積が休んでいる状態をみた。1 度は草刈りを実施したが、その後また草が伸びて管理が行き届いていません。

議長 そのほかに何かございませんか

〇〇委員 紀伊民報記事の遊休農地の対策を考える協議会の設立についてですが、どのような形で考えていますか。

局長 町の方針としては、協議会の構成メンバーの中に農業委員会も入っていただこうと思っています。農業委員会、行政、J A の 3 つから始めていきます。最終的な目標としては行政主体の農業法人であり、それを築くまでの過程を農業委員会の意見を十分に取り入れていきたいと思っています。

議長 そのほかに何かございませんか

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和3年7月9日(金)午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。

楠本会長は、午後2時28分に閉会を宣した。

閉会終了 午後2時28分

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、別紙原本に行っています。